

国民年金の手続きについて

年金の被保険者の種類は、国民年金法の第7条第1項の第1号から第3号および同法附則の規定により次の4種類に分けられます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	任意加入被保険者
自営・農林漁業や学生、無職の20～60歳の方	会社員や公務員の方	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20～60歳の方	左記以外で国民年金に加入を希望する方

退職・転職・結婚等の場合は変更の届け出が必要になります。また各種年金の請求もご本人の手続きが必要です。各種届け出・請求は下の表を参考にしてください。

こんなときは、必ず届け出を

こんなとき	どうする	届出先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同じ)	市役所保険年金課
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき(死亡・離婚等)	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所保険年金課
海外に滞在(日本国外に住んでいる日本国籍のある方)するとき	国民年金への任意加入の制度がありません	市役所保険年金課
60歳時点で年金受給資格10年※がない、または受給資格はあるが、受け取る年金額を満額に近づけたいとき	国民年金に任意加入(満額までの期間または65歳までの期間。なお、昭和40年4月1日以前生まれの方で65歳時点でも年金受給資格の得られない場合は、上限70歳までで受給権を満たす期間まで)ができます	市役所保険年金課
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付の申出書等を提出する	口座振替希望の金融機関
保険料を納めるのが困難なとき	免除(全額・一部)の制度があります	市役所保険年金課
50歳未満の方で保険料を納めるのが困難なとき	納付猶予の制度があります	市役所保険年金課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の制度があります	市役所保険年金課
納付案内書を紛失したとき	納付案内書の再交付を依頼する	中村年金事務所
障がい者になったとき(障害基礎年金の1級または2級程度)	障害基礎年金の請求をする	初診日が第1号被保険者→市役所保険年金課 初診日が第3号被保険者→中村年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	加入年金制度により請求先が異なります
国民年金加入中・受給中に死亡したとき	中村年金事務所・市役所に手続きの確認をする	加入・受給年金制度により手続き先が異なります

※平成29年8月1日施行の制度改正により、今まで25年だった受給資格期間が10年に短縮されました。

問合 保険年金課医療・年金G(市役所1階) ☎24-1114

中村年金事務所(名古屋市中村区太閤1-19-46) ☎052-453-7200



尾張津島天王祭

棧敷・観覧舟の申し込みを開始します

7月28日(土) 宵祭

7月29日(日) 朝祭

六百年近く続くまきわら舟の提灯が幻想的に水面を照らす宵祭、朝の静けさに車楽舟がゆうゆうと漕ぎ渡る朝祭をぜひご覧ください。

棧敷・観覧舟受付

6月1日(金)午前9時30分から申込用紙に記入の上、料金を添えてお申し込みください(定数になり次第締切)。
場所 尾張津島観光センター
問合せ (一社)津島市観光協会 ☎28-8051

屋形棧敷 (丸池北東側)

1区画は間口3.6m、奥行2.7mの屋形棧敷を建設できる区画です。

区画料金

- ・特等…6万円
- ・1等…4万8,000円
- ・2等…4万5,000円
- ・3等…3万3,000円

電灯料金 電灯1個につき5,000円

※提灯は各自で準備してください。

屋形棧敷の注意事項

- ・屋形棧敷は、各自で準備し、風紀を損なわない数奇屋造りで建設してください。
- ・車屋・乗方の方は、その旨を申込用紙に記入してください。

屋形棧敷位置の抽選

日時 6月8日(金) 午前10時

場所 尾張津島観光センター

※等級変更にかかる差額は、後日還付させていただきます。

観光棧敷

1区画は間口1.8m、奥行2.7mのます席です。

観光棧敷西側 (丸池西側)

- ・棧敷席1区画…4万4,000円 (電灯料金含む)
- ・テーブル席1区画…4万1,000円 (電灯料金含む)

観光棧敷東側 (丸池東側)

- ・棧敷席1区画…4万5,000円 (電灯料金含む)
- ・テーブル席1区画…4万3,000円 (電灯料金含む)

観覧席 (パイプ椅子)

- ・1席…2,500円～

観光棧敷等の注意事項

- ・敷物は各自で準備してください。
- ・1人で複数の申し込みができます。
- ・棧敷位置の抽選は行いませんので、申込順とさせていただきます。

【その他注意事項】

- ・いずれの場合も、いったん納付された料金は、返還しませんのでご了承ください。
- ・暴力団員および暴力団関係者による申し込みは一切受け付けません。なお、祭り当日に警察が暴力団員および暴力団関係者と認めた場合は、退去していただくことがあります。
- ・公衆に不安感、不快感を抱かせるような行為や飾り付けはご遠慮ください。
- ・各種棧敷等には数に限りがありますのでご了承ください。

問合 (一社)津島市観光協会 ☎28-8051
産業振興課観光G ☎55-9663



観覧舟

宵祭の観覧舟は次のとおりです。上屋(屋形)をお持ちの方は、各自で準備し建設してください。

屋形舟 (20人乗り・船頭付)

- ・上屋(有) …22万円
- ・上屋(無) …15万円

大舟 (10人乗り) …7万7,000円

※乗船定員は、必ず守ってください。

※観覧舟の数に限りがあるため、申込順とさせていただきます。なお、申込多数の場合、棧敷申込者を優先とします。

入舟を希望される方へ

エンジン付きでない舟をお持ちの方で、丸池内へ入舟を希望される方は、6月6日(水)までに申込用紙に記入の上、料金を添えてお申し込みください。「入舟許可書」をお渡します。

- ・大舟 4,500円
- ・小舟 2,200円

観覧舟の注意事項

- ・観覧舟の敷物や提灯等は各自で準備してください。
- ・提灯の灯りはロウソクを使用し、発電機等の使用は禁止します。
- ・入舟については、祭り前日7月27日(金)までに完了させてください。
- ・「入舟許可書」の提示を求められることがありますので、申込者が常に所持してください。

天王川公園丸池配置図



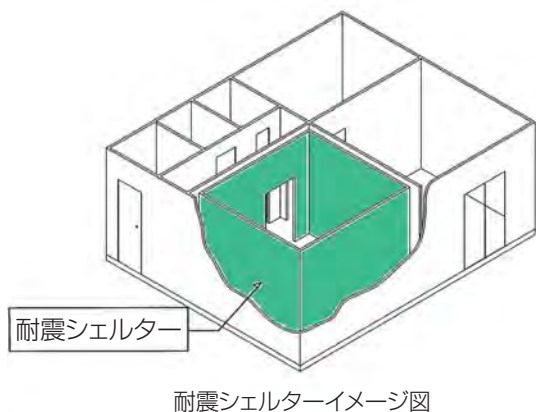
※棧敷等の配置については変更することがあります。

耐震診断・耐震改修費補助制度のご案内

昭和56年5月以前に建築(着工)された建物は、地震に対する安全性、耐震性が不足している可能性があります。市では住宅の耐震診断・改修に対して、別表のとおり補助制度を設けています。

大地震はいつ発生するかわかりません。お住まいの安全性について改めて見直すためにも、これらの制度をご活用ください。

募集期間 10月31日(水)まで
 申込・問合せ 都市計画課都市計画G
 ☎55-9997



種類	対象	限度額	予定戸数
民間木造住宅 無料耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅(在来軸組構法および伝統構法の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅)		30戸
非木造住宅 耐震診断費補助	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された非木造の戸建住宅	10万円 (1戸あたり)	※希望される方は随時受付します。
木造住宅 耐震改修費補助	津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けられた住宅のうち①~③を満たすこと ①診断結果による判定値が1.0未満であること ②補強工事による判定値の加算が0.3以上であること ③改修後の判定値が1.0以上になること	100万円 (1戸あたり)	7戸
耐震シェルター 等設置補助	津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けられた住宅のうち①~③を満たすこと ①診断結果による判定値が0.4未満であること ②津島市から簡易耐震改修工事および耐震改修工事の補助金を受けたことがないこと ③高齢者もしくは障がい者の方が居住していること	・耐震シェルター 30万円 ・防災ベッド 15万円 (1戸あたり)	※希望される方は随時受付します。
民間木造住宅 除却費補助	前年度までに津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けられた住宅のうち①~④を満たすこと ①耐震診断による判定値が0.7未満(もしくは評点60点未満)であるもの ②過去に耐震改修費補助金を受けていないこと ③国・地方公共団体等が所有するものでないこと ④特定空家等および不良住宅でないこと	建物除却費の23% (限度額20万円) (1戸あたり)	※希望される方は随時受付します。

6月1日から運転免許証自主返納促進事業が始まります

運転免許証を自主返納した方に対し、10回分の「津島市ふれあいバス無料乗車券」を交付します。

対象 次の条件を全て満たす方

- ・70歳以上である
- ・市内に在住している
- ・運転経歴証明書を保有している

その他

- ・交付は、1人1回まで
- ・利用は、本人のみ



申込 市民協働課にて運転経歴証明書を提示してください。

問合せ 市民協働課地域コミュニティG

有効期限 交付日の翌年度の3月31日

☎55-9298



清掃事務所からのお知らせ

問合せ 清掃事務所 ☎26-4228

ふれあい収集のお知らせ

家庭ごみを集積場所へ持ち出すことが困難な世帯を対象に、週一回市職員が訪問し、ひとり暮らしの方には声を掛けて、ごみを収集します。

対象世帯

- ・ひとり暮らし老人登録で、要介護認定を受けている世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方だけの世帯

対象ごみ

可燃ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ
申込

介護保険被保険者証および該当する手帳(写し可)を持参の上、高齢介護課または福祉課へ。

その他

申込後、世帯を訪問調査し、収集の可否を決定します。

一時大量ごみの排出についてお願い

一時大量ごみの排出により、ご家庭から引越しや草刈等により、ご家庭から一時的に大量のごみが排出される場合があると思います。

集積場に一度に大量のごみを出すと収集に支障をきたすばかりか、町内の集積場トラブルともなりかねません。

このような場合、一度に出すのではなく数回に分けて出していただくか、焼却施設(海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター)への自己搬入をお願いします。

集積場へのごみ出っぴい

必ず午前8時30分(時間厳守)までに集積場にごみを出してください。

※分別が間違っているごみは、収集されません。出された方は再分別し直ししてください。

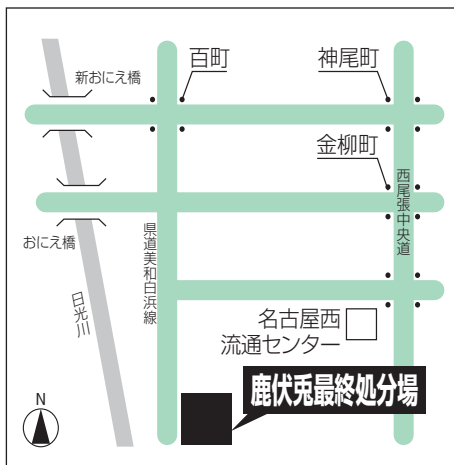


リサイクルステーションについて

鹿伏兔最終処分場において、リサイクルステーションを開設しています。資源リサイクルで、ごみ減量にご協力ください。

開設場所

鹿伏兔最終処分場(鹿伏兔町字袴腰32番地)



開設時間

午前9時～午後3時30分
(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)

搬入可能物

新聞紙、段ボール、古着、空き缶(スプレー缶等含む)、空きびん、使用済食用油、小型家電製品(携帯電話・スマートフォン、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレーヤー、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、USBメモリー、電子辞書、ゲーム機、ポータブルカーナビ、ドライヤー、電気力ミソリ、各種機器のリモコン)

やACアダプター等)

注意事項

家電リサイクル法に定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの搬入はできません。お買い求めの販売店にご相談ください。

家電製品等の無料回収業者にご注意ください

ポストへのチラシ投函や、トラックでの巡回回収により、家電製品等を無料回収する業者があります。

本来、家庭ごみの収集運搬業を行うには、市の許可が必要です。

しかし、無料回収業者は、市の許可を受けられない業者であり、違法行為です。

これを利用することで、回収物が不法投棄されたり、高額な処理費を請求されたりすることがあります。

注意事項

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の家電製品は、普段家電製品をお買い求めの家電量販店で有料(リサイクル料)での引き取りとなります。

それ以外は、市の収集ルールに基づいて排出くださるようお願いいたします。

その他

違法無料回収業者のチラシ配布や、巡回トラックでの回収を見つけた場合は、清掃事務所まで一報ください。

